

中央新幹線工事に係る早川町内中洲地区（その2）発生土仮置き場（報告日：R3.12.23）に対する山梨県からの要請と事業者の対応方針

No	山梨県からの要請（要請日：R4.1.7）	事業者の対応方針
1	<p>工事中の事後調査及びモニタリング等について、その結果の要点を回覧するなど、地域住民に丁寧に情報提供を行うこと。</p>	<p>事後調査及びモニタリング結果等については、年度ごとに取りまとめ、山梨県及び関係自治体に報告しているほか、当社ホームページに掲載しております。また定期的に地元との意見交換の場を設けており、工事進捗状況等について丁寧に情報提供を行っています。</p>
2	<p>豪雨前後や地震等の災害時等を含め、区分土の流出防止措置を確実に実施すること。</p>	<p>発生土仮置き場は、周辺を含めた地形・地質調査等を事前に実施し、基準等に則り安全が確保される構造としています。</p> <p>また、排水溝、浸潤水排水管等の排水設備を設置するほか、盛土を遮水シート等で覆うことで区分土の流出及び飛散を防止する計画です。</p> <p>盛土造成工事中及び仮置き期間中においては、発生土仮置き場の管理計画に基づき、平常時にも定期的に仮置き場の巡回点検を行うほか、台風の接近等の大雨の前後や、震度4以上の地震が発生した際には緊急点検を実施し、異常を確認した場合には、関係機関に連絡するとともに、安全の確保に必要な措置を実施し、その内容について関係機関に報告します。</p>
3	<p>仮置き場に搬入する発生土は、可能な限り早期に撤去し、適正処理すること。</p>	<p>区分土の最終的な処理方法については、自社用地内における遮水シート等による封じ込めを基本に考えています。</p> <p>仮置き場に保管している区分土については、搬出の準備ができ次第、速やかに運搬、活用する計画です。</p>